

海外交流規定

第1条 (総 則)

組合の海外交流についてはこの規定に定めるところによる。

第2条 (目 的)

組合は海外交流（海外の事情調査・研究・教育等）を通して、視野の拡大並びに国際化に対応できる人材を育成し、その成果を組合の発展に寄与させるためにこれを行う。

第3条 (交流の内容)

海外交流の企画、内容については、中央執行委員会で決定する。

第4条 (対 象 者)

対象者は組合員とする。

第5条 (派 遣 者)

海外交流派遣者の選定は中央執行委員会の指名のほか必要に応じて募集する。

第6条 (選 考)

中央執行委員会は候補者の内から派遣が適当とされる者を選考し、中央執行委員長が決定する。

但し、選考後派遣が適当でないと認められる事情が発生した時はこれを取消すことがある。

第7条 (費 用)

海外交流に要する費用は海外旅費規定により支給する。

第8条 (承 認)

この規定により海外交流を実施する場合は、計画、実施内容を大会又は中央委員会に報告し承認を必要とする。

第9条 (附 則)

この規定は昭和60年9月1日より実施する。